

臨 港 工 場 消 防 協 議 会 規 約

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この会は、臨港工場消防協議会（以下「本会」という。）と称する。

(目 的)

第 2 条 本会は、臨港消防署管内における工場火災を未然に防止し、斯業の健全な発展と公共の安全を確保することを目的とする。

(構 成)

第 3 条 本会の会員は、臨港消防署管内に所在し、本会の目的に賛同する会社、工場をもって構成する。

② 本会に地域毎に別表-1 に示す組を置く。

(事 業)

第 4 条 本会は、第2条に定める目的を達成するため、臨港消防署指導のもとに次の事業を行う。

- (1) 火災現象、防火・消火技術に関する調査、研究
- (2) 防火・消火に関する講習会、研修会、見学会等の開催
- (3) 消防関係法令の普及
- (4) 自衛消防隊員等の表彰
- (5) 臨港防火協会等の関係団体への協力
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(事 務 局)

第 5 条 本会は、事務局を臨港消防署内に置く。

第 2 章 入 退 会

(入 会)

第 6 条 本会に入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、役員会の承認を得なければならない。

(退 会)

第 7 条 本会を退会しようとする者は、その理由を付した退会届を会長に提出しなければならない。

第 3 章 役 員

(役 員)

第 8 条 本会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副 会 長	4 名以内
会 計	1 名
会計監査	2 名
理 事	若干名

(選 任)

第 9 条 理事は、第 3 条に定める組毎に、構成員の互選により定める。

② 会長、副会長、会計および会計監査は、理事の推薦により総会において選任する。

(任 務)

第 10 条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

② 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

③ 会計は、本会の経理にあたる。

④ 会計監査は、本会の資産の状況を監査する。

⑤ 理事は、組常会を統轄するとともに、役員会の構成員として会務の執行に当たる。

(任 期)

第 11 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

② 役員は、再任を妨げない。

③ 役員は、辞任または任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(報 酬)

第 12 条 役員は無報酬とする。

(名誉会長)

第 13 条 本会に名誉会長を置くことができる。

② 名誉会長は、臨港消防署長とする。

第 4 章 会 議

(会議の種類)

第 14 条 本会の会議は、総会、三役会、役員会および組常会とする。

② 総会は、通常総会および臨時総会とする。

(構成)

第 15 条 総会は、会員をもって構成する。

- ② 三役会は、会長、副会長および会計をもって構成する。
- ③ 役員会は、役員をもって構成する。
- ④ 組常会は、当該組の会員をもって構成する。

(付議事項)

第 16 条 総会には、次の事項を付議する。

- (1) 役員の選任
 - (2) 事業計画および収支予算
 - (3) 事業報告および収支決算
 - (4) 会計監査報告
 - (5) 規約等の改廃
 - (6) 役員会から付議された事項
 - (7) その他本会の運営に関する重要な事項
- ② 三役会および役員会には次の事項を付議する。
- (1) 総会議決事項の執行に関すること
 - (2) 総会に付議すべき事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 17 条 通常総会は、毎年 1 回会計年度終了後 2 ケ月以内に開催する。

- ② 臨時総会は、役員会が必要と認めたとき、または、会員の 3 分の 1 以上から、会議に付議すべき事項を示して請求があったとき、その請求のあった日から 20 日以内に開催する。
- ③ 三役会は、会長が必要と認めたとき開催する。
- ④ 役員会は、会長が必要と認めたとき、または、役員の 3 分の 1 以上から会議に付議すべき事項を示して請求があるとき開催する。
- ⑤ 組常会は、組理事が必要と認めたとき開催する。

(招集)

第 18 条 総会、三役会および役員会は会長が招集する。

- ② 総会の招集は、会員に対し少なくとも 10 日以前にその会議に付議すべき事項、日時、場所等を記載した文書をもって通知する。
- ③ 組常会は、当該組の理事が招集する。

(議 長)

第 19 条 総会、三役会および役員会の議長は会長とする。

(定 足 数)

第 20 条 総会、三役会および役員会は、各々の構成員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

② 会議の議事についてあらかじめ書面をもって意志表示した者は出席とみなす。

(議 決)

第 21 条 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会記録の通知)

第 22 条 総会の議事の要項および議決した事項は会員に通知する。

第 5 章 資 産 及 び 会 計

(資産の構成)

第 23 条 本会の資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 会 費
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) その他の収入

(資産の管理)

第 24 条 資産は、会長が管理する。

(会 費)

第 25 条 会員は、会費を納入しなければならない。

② 会費に関する詳細は、別に定める「会費規程」による。

(経費の支弁)

第 26 条 本会の経費は、資産をもってこれに当てる。

(収支予算)

第 27 条 本会の収支予算は、毎会計年度ごとに作成し、役員会の議決を経たのち総会に提出し、その承認を得なければならない。

(収支決算)

第 28 条 本会の収支決算は、毎会計年度終了後 1 ケ月以内に作成し、会計監査の監査を経たのち、監査報告書を付して総会に提出し、その承認を得なければならない。

(会計年度)

第 29 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 6 章 雑 則

(表 彰)

第 30 条 自衛消防隊員等の表彰は、別に決める「表彰規程」による。

(疑義の取扱い)

第 31 条 本会規約の解釈上の疑義または本会規約に定めのない事項については、その都度役員会で討議し、役員会で必要と認めたときは、総会へ付議する。

(規約の改廃)

第 32 条 本会規約の改廃は、総会の承認を受けなければならない。

付 則

1. 本会規約は、昭和35年 4 月 1 日から施行する。
2. 本会規約は、昭和41年 5 月 13日から一部改正施行する。
3. 本会規約は、昭和43年 5 月 17日から一部改正施行する。
4. 本会規約は、昭和44年 4 月 1 日から一部改正施行する。
5. 本会規約は、昭和47年10月20日から一部改正施行する。
6. 本会規約は、昭和49年 4 月 1 日から一部改正施行する。
7. 本会規約は、昭和53年 4 月 1 日から一部改正施行する。
8. 本会規約は、昭和57年 5 月 21日から一部改正施行する。
9. 本会規約は、平成 24 年 5 月 16 日から一部改正施行する。